



UniqueManagement Award
NEYAGAWA

第1回 寝屋川市ユニーク経営賞
募集要項

令和6年8月

働き方改革の推進等に関するユニークな取組を行っている事業者を表彰し、当該事業者が行う働き方改革の推進等に関するユニークな取組を広く周知することにより、寝屋川市の区域内の事業者の働きやすい職場づくりに対する意識の醸成を図ることを目的とします。

1 募集期間

(1) 応募申込書の提出

令和6年8月30日（金）から令和6年9月30日（月）
まで

(2) 取組概要の提出

令和6年8月30日（金）から令和6年10月16日（水）
まで

2 表彰等

(1) 表彰の種類

種類	選考基準
市長賞	事業者が行っている働き方改革の推進等に関するユニークな取組について、優秀であると認められるもの。
特別賞	事業者が行っている働き方改革の推進等に関するユニークな取組について、表彰するに値すると認められるもの。

(2) 表彰内容

ア 表彰状の授与

イ 副賞の贈呈

賞金〔市長賞10万円、特別賞3万円〕

表彰盾（ロゴマーク・社名入り）

ウ その他

- ・ロゴマークの使用（市長賞・特別賞）
- ・企業PR支援（市長賞・特別賞）
- ・寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金における一部メニューの補助率・上限引上げ※（市長賞）

※ 詳細は下記参照

補助事業	補助率	補助上限 (年度)
展示会等への製品出展事業	1/2 →2/3	20万円 →40万円
国等補助金申請サポート事業	1/2 →2/3	30万円 →50万円

※ 受賞した日から2年を経過した日の属する年度の末日
まで

(3) 表彰式

事業者の代表者等の方に対して、寝屋川市長（予定）が表彰状の授与等を行います。

ア 日程

令和7年1月下旬を予定

イ 場所

アルカスホール（寝屋川市早子町12番21号）

3 表彰対象等

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす事業者とします。

(1) 働き方改革の推進等に関して、以下に掲げる事項のいずれかについてユニークな取組を行っていること。

ア 所定外労働の削減に関すること。

イ 年次有給休暇の取得促進に関すること。

ウ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方に関するこ
と。

エ 福利厚生の充実に関するこ

才 アからエまでに掲げるもののほか、働き方改革の推進に関すること。

(2) 次のア、イ、ウのいずれにも該当すること。

ア 市税を滞納していないこと。

イ 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、当事業の目的に照らし、市長賞又は特別賞として表彰することが不適当であると認められること。

(3) 募集対象

市内において事業を営む法人その他の団体及び個人。

※ 株式会社（旧有限会社を含む。）、合名会社（士業法人を含む。）、合資会社、合同会社、特例有限会社、個人事業主のほか、特定非営利活動法人、（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、医療法人等が対象です。

4 審査

「寝屋川市ユニーク経営賞選考委員会」において審査します。対象取組に対し、「独創性」、「実行性」、「継続性」、「訴求性」、「実効性」、「発展性」の観点から審査します。

「独創性」 …働き方改革の推進等が図られる取組か

「実行性」 …従業員が活用できる取組か

「継続性」 …継続できる取組か

「訴求性」 …他事業者でも取り組みたいと思えるか

「実効性」 …課題解決のための効果的な取組か

「発展性」 …働き方改革の推進等に寄与する取組か

5 寝屋川市ユニーク経営賞選考委員会委員

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	野長瀬 裕二	摂南大学経済学部 教授
	吉村 典久	関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授
商工業その他の事業の 経営に関し識見を有する 者	谷本 雅洋	北大阪商工会議所 専務理事
寝屋川市の職員	山口 美加	まちづくり推進部部長兼 経営企画部部長兼 産業振興室長 農業委員会事務局長（併任）

6 応募方法

(1) 応募申込書の提出

《様式1》応募申込書 (Microsoft Word) をまちづくり
推進部産業振興室に電子メールで提出してください。

メール標題『ユニーク経営賞応募申込（事業者名）』

(2) 取組概要の提出

《様式2》取組概要 (Microsoft PowerPoint を PDF に
したもの) をまちづくり推進部産業振興室に電子メール
で提出してください。

メール標題『ユニーク経営賞取組概要（事業者名）』

- ※ 提出の際は、ファイル等の受信確認のため、まちづ
くり推進部産業振興室まで電話連絡をお願いします。
- ※ データ容量が5メガバイトを超える場合は、受信で
きません。他の送付方法を案内しますので、まちづくり
推進部産業振興室まで御連絡ください。

(3) 送付先

まちづくり推進部産業振興室 (TEL : 072-828-0751)

E-mail : sangyo@city.neyagawa.osaka.jp

7 注意事項

- (1) 応募内容（写真データ等を含む。）については、市の広報誌、ホームページや刊行物等の掲載において、無償使用させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 追加資料の提出をお願いする場合があります。

【お問合せ先・提出先】

〒572-0042 大阪府寝屋川市東大利町2番14号

寝屋川市まちづくり推進部産業振興室

TEL : 072-828-0751

平日（月～金）午前9時から午後5時30分まで

※ 祝日は除きます。

E-mail : sangyo@city.neyagawa.osaka.jp